平成２８年（フ）第５６号
北海道石狩市花川南２条６丁目78番地
債務者　安西加奈子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０号
札幌市北区北33条西12丁目１番28号　ピュアコート北33条902号
債務者　東　　利之
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３３５号
さいたま市西区三橋６丁目578番地１　県営大宮三橋西団地１―404
債務者　羽田めぐみ
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４０３号
栃木県栃木市大森町454番地１　グレイスヴィラ大森Ａ101、破産申立時の住所さいたま市浦和区常盤９丁目21番４―201号
債務者　石塚秀奈美（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９３号
埼玉県志木市中宗岡１丁目10番19号　ポプラハイツ101号
債務者　沖　　勝
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５０２号
埼玉県蕨市中央２丁目17番26号　ドルフ三陽五番館102号
債務者　岡田　祐太
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
埼玉県川口市元郷５丁目27番８―403号　レオパレスクワトロ
債務者　小野寺雄大
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
埼玉県越谷市蒲生２丁目11番15号
債務者　柴田　優子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
埼玉県比企郡小川町大字大塚826番地１　キャトルセゾン107号室、旧住所埼玉県比企郡小川町大字小川1046番地６
債務者　岡野　陽子（旧姓瀬山・中村）
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２５号
埼玉県熊谷市石原804番地13　サンライズ石原101
債務者　内田　三幸
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２６号
埼玉県深谷市西大沼406番地　レオパレスドゥジェーム104号、旧住所埼玉県深谷市新井219番地
債務者　寺田　公彦
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第５１号
静岡県掛川市大渕9889番地
債務者　原本　京子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第４号
北海道帯広市東３条南22丁目11番地　高橋ハイツ201
債務者　竹林榮三郎
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第６号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海323番地の16
債務者　古閑エリコこと　ＫＯＧＡ　ＥＬＩＡＮＥ　ＥＲＩＫＯ
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１７２号
松江市浜乃木２丁目６番31号
債務者　河角　修一（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５４号
香川県高松市屋島西町2309番地１　ウエストハイツＣ棟202
債務者　朝日　康友
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０号
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷1766番地１　蛍コーポ205号、住民票上の前住所長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2571番地５
債務者　浜迫　大吾
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
長崎地方裁判所五島支部